第16号

2005.2.1 発行

合併協議会



幕別町·忠類村合併協議会

編集・発行 幕別町・忠類村合併協議会事務局

〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222 URL: http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/ E-Mail: maku-chu.gappei@north.hokkai.net

敬老祝金及び米寿祝金は、合併時に再編し、満80歳の方に 1万5,000円、数え年88歳の方に2万円を支給 2月14日から3日間、住民説明会を開催



もくじ

健康教育及び検診・・・・2 \
高齢者福祉事業・・・・・・4
住民自治充実·······6 [\]
町・字名の区域及び名称・・・・7
環境衛生事業••••••1 ⁻
住民

幕別町の平成16年度敬老会は、平成16年9月9日に札内ス ポーツセンターを会場に開催され、76歳以上(町内居住者、 基準日9月15日。平成17年度からは77歳以上)の高齢者の皆 さん 2,130人のうち、932人が参加されました(特別養護老人 ホーム札内寮でも別に開催)。第15回協議会では、『高齢者 福祉事業の取扱いについて』が再提案され、「敬老会につい ては、幕別町の例を基準に、事業内容について合併時に再編し、 対象者については幕別町の例により、平成19年度に統合する」 と決定されました。



第15回幕別町・忠類村合併協議会が1月14日、忠類村コミュニティセンターで開催されました。この日は、「保健・医療事業の取扱い」の調整結果報告が承認されたほか、「高齢者福祉事業の取扱い」、「行政区・町内会の取扱い」の調整方針が決定されました。

また、住民説明会を2月14日から16日までの3日間、2町村の11会場で開催することとし、新規提案された「環境衛生事業の取扱い」ほか7協議項目は、次回に協議することとしました。

調整結果報告

協議項目22-7	保健・医療事業の取扱い	協議結果
負担について	】 D各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民 Cは、適正な料金のあり方等について調整する。 C再編するもの	承認

- ●第8回協議会及び第14回協議会において決定された調整方針のうち、「合併時に再編する」とされていた事業について、分科会及び専門部会の調整結果を幹事会でさらに調整し、決定した結果が協議会に報告され、報告のとおり承認されました。
- ●健康診査の対象者については、2町村の現行では個々の診査によって「30歳以上」、あるいは「35歳以上」としていますが、調整にあたり、原則として老人保健法に定められている対象年齢である「40歳以上」としました。
- ●個人負担については、調整にあたり、原則として70歳未満は検診委託費用の3割、70歳以上は1割と、医療費の個人負担と同等とし、生活保護世帯については、人間ドック及び脳ドックを除き無料としました。

新町の事業

	調整内容		調整内容			
健	病態別健康教育		転倒予防教室 幕別町の事業を新町に拡大			
康教	対象者=基本健康診査対象者		対象者=40歳以上			
育	札内福祉センター	年4回	札内福祉センター			
	幕別町保健福祉センター	年2回	幕別町保健福祉センター 「 中 0 回			
	ふれあいセンター福寿	年6回	ふれあいセンター福寿 年6回			
	運動教室		骨粗鬆症予防教室 忠類村の事業を新町に拡大			
	対象者=20歳以上		対象者=50歳~60歳代の女性			
	札内スポセン	週1回	幕別町保健福祉センター 年2回			
	幕別町農業者トレセン	週1回	ふれあいセンター福寿 年2回			
	ふれあいセンター福寿	年12回	高齢者教室 幕別町の事業を新町に拡大			
	老人福祉センター健康教育		対象者=65歳以上の虚弱者			
	対象者=65歳以上		幕別北コミセン 年8回			
	幕別町老人福祉センター	年48回	若草町近隣センター 年8回			
	男の料理教室		ふれあいセンター福寿 年8回			
	対象者=50歳以上の男性		レディースクッキング教室 忠類村の事業を新町に拡大			
	百年記念ホール	年1回	対象者=20歳~30歳代の女性			
	幕別町保健福祉センター	年2回	幕別町保健福祉センター 年2回			
	ふれあいセンター福寿	年3回	ふれあいセンター福寿 年2回			
	個人負担=実費		個人負担=実費			

	新町の	事業
	調整内容	調整内容
健康診査	基本健康診査 対象者=40歳以上 個人負担(予定)40歳~69歳まで 1,300円 70歳以上 400円	成人歯科健康診査 幕別町の事業を新町に拡大 対象者=20歳以上及び妊婦 個人負担(予定) 900円 70歳以上 300円
	人間ドック 対象者=40歳以上 個人負担(予定) 一般住民 24,750円 (農協組合員は帯広厚 生病院のみ18,450円)	脳ドック 幕別町の事業を新町に拡大 対象者=40歳以上 個人負担(予定) 帯広厚生病院・帯広第一病院 15,000円 帯広協会病院・北斗病院 14,000円
検診	胃がん検診 対象者=40歳以上 個人負担(予定)胃バリウム検査 1,500円 70歳以上 500円	肺がん検診 対象者=40歳以上 個人負担(予定)①胸部X線検査 400円 70歳以上 100円 ②喀痰細胞診検査 800円
	子宮がん検診 対象者=20歳以上(隔年) 個人負担(予定) 頸部がん検診(集団) 1,500円 70歳以上 500円 頸部がん検診(個別) 2,000円 70歳以上 600円	70歳以上 200円
	体部がん検診(集団) 700円 70歳以上 200円 作部がん検診(個別) 1,300円 70歳以上 400円 超音波検診 100円 70歳以上 無料	大腸がん検診 対象者=40歳以上 個人負担(予定)便潜血検査 700円 70歳以上 200円
		乳がん検診(マンモグラフィーのみ) 対象者=40歳以上(隔年) 個人負担(予定)40歳~49歳 1,900円 50歳~69歳 1,600円 70歳以上 500円
	骨粗鬆症検診 対象者=40歳~69歳 個人負担(予定) 500円	
	肝炎ウイルス検診 忠類村の検査項目を 新町に拡大 対象者=40歳~69歳までの基本健康	結核検診 対象者=65歳以上 個人負担(予定) 無料
	診査受診者の希望者 個人負担(予定) HCV抗体検査 400円 HCV抗原検査 500円 核酸増幅検査 1,700円	エキノコックス症検診 対象者=小学3年生以上 個人負担(予定) 200円 (小学3年生、中学2年生は無料)

協議項目22-11 高齢者福祉事業の取扱い 協議結果 (再提案)

【 調整方針 】

- 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等 の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。
 - ② 合併時に統合するもの
- 3 デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業について は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。
 - (2) 地域型支援センターについては、幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置す る。

決定

忠類地区の敬老祝金及び米寿祝金の経過措置

新町の敬老祝金及び米寿祝金 幕別町の敬老祝金

敬老祝金	H17年度(現行)	H18年度	H19年度	H20年度	H21	年度以降	80歳以上 90歳未満
75歳以上	2万円もしくは2 万円相当の商品券	15,000円	10,000円	5,000円	80歳	15,000円	15,000円 90歳以上 20,000円
米寿祝金 88歳 (数え年)	5 万円	4万円 大正7年9月2日~大正 8年12月31日生まれ	3万円	2万円	88歳 (数え年)	20,000円	
					が用るま	片灯人 (100년)	

新町の長寿祝金(100歳) 祝金 50.000円 記念品 10,000円相当



介護用品等給付事業 — 新町の事業 ― 徘徊高齢者家族支援事業

- ・対象者 次のいずれかに該当する者 ①要介護4または5と判定された者 で、常時介護用品等の使用が必要 と認められている者
 - ②痴呆等により、常時介護用品等の 使用が必要と認められている者
- 事業内容 町内販売店で、月額1人 当たり5.000円を限度に購入した介護 用品代を年2回の支払い時期に支給
- · 対象介護用品
 - ①紙おむつ②尿取りパット③使い捨 て手袋④清拭剤⑤ドライシャンプー
 - ⑥その他必要と認めるもの

- 事業内容 人工衛星及び携帯電話の電波を併用した システムにより、徘徊高齢者の居場所を確認する ことができる携帯型の電波発信器を貸与
- 利用者負担額 現場急行料10.000円(1回につき) (加入料及び月額基本料等は町が負担)

外出支援サービス事業

- ・対象者 65歳以上の高齢者など、1級または2級の 下肢障害者及び体幹障害者、1級の視覚障害者
- ・利用範囲 ①管内医療機関への通院等②町・帯広市 への買い物③公的機関または福祉団体行事参加など
- ・利用回数等 原則月3回、かつ2カ月に5回以内で、 月曜日から金曜日の間 —

忠類地区のし尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業の経過措置

忠類地区の敬老無料入浴券の 経過措置(年)

H17年度(現行)	H18年度
40枚	30枚
H19年度	H20年度
20枚	10枚

対象者	H17年度(現行)	H18年度	H19年度	H20年度
○65歳以上のひとり	汲取料 全額			
暮らし老人世帯	水道料 生活保護世帯 570円	現行の	現行の	現行の
○母子・父子世帯	(市街地のみ)その他の世帯 230円	75%助成	50%助成	25%助成
	下水道料 生活保護世帯 650円			
○生活保護世帯	(市街地のみ)その他の世帯 260円	(10円差	未満の端数は	刃捨て)
など	個別排水使用料 260円			

(月額 汲取料以外は村民税非課税世帯または均等割のみ世帯対象)

- ●敬老祝金については、「合併時に再編する」と決定されていましたが、将来の財政負担を考慮し、「敬老祝金は満80歳に15,000円、米寿祝金は数え年88歳に2万円を支給する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により、敬老祝金を段階的に調整し統一する」とし、
- ●長寿祝金については、「合併時に再編する」と決定されていましたが、「幕別町の例を基準に、 合併時に再編する」とし、
- ●敬老会については、「事業内容について合併時までに調整する」と決定されていましたが、「幕 別町の例を基準に、合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合 する」とし、
- ■温泉敬老入浴事業については、「事業のあり方について、合併時までに調整する」と決定されていましたが、財政負担、忠類地区の高齢者の交流促進や第3セクターのアルコ236の利用促進などを総合的に勘案し、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、忠類地区の対象者に給付する無料入浴券の枚数を段階的に調整し、平成21年度から事業の趣旨を尊重し、新たな手法により実施する」とし、
- ●温泉入浴移送サービスについては、「事業のあり方について、合併時までに調整する」と決定されていましたが、「温泉敬老入浴事業に合わせて、事業のあり方について、調整する」とし、
- ●し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業については、「事業のあり方について、合併時までに調整する」と決定されていましたが、「合併する年度の翌年度以降3年度の経過措置により、 忠類地区の対象者に助成する金額を段階的に調整し、平成21年3月31日をもって廃止する」 とし、
- ●訪問給食サービス事業については、「事業内容について、合併時までに調整する」と決定されていましたが、「幕別町の例により、合併時に統合し、実施回数は新町において調整する。なお、忠類村の昼食交流会は、生きがい活動支援通所事業として、合併時に再編し、おせち料理は、合併時に廃止する」とし、
- ●除雪サービス事業については、「事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する」と 決定されていましたが、実施内容・方法について、住民との協働を含め多様な形態が考えられ ることから、「新町において調整する」とし、
- ●訪問サービス事業については、「新町の事業として、合併時に再編する」と決定されていましたが、財政負担を考慮し、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、
- ●寝具乾燥サービス事業・在宅高齢者等介護手当支給事業については、「事業内容について、合併時までに調整する」と決定されていましたが、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、
- ●外出支援サービス事業・徘徊高齢者家族支援事業・軽度生活援助事業・生きがい活動支援通所 事業・介護用品等給付事業については、幕別町のみの事業であり、これを新町に拡大すること から、「幕別町の例により、再編する」とし、
- ■緊急通報体制等整備事業については、2町村の事業内容に違いがないことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●デイサービスセンター・訪問介護事業所・生活支援ハウス運営事業については、忠類村のみの 事業であることから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●在宅介護支援センター運営事業については、「基幹型は合併時に統合、地域型は合併時に再編」と決定されていましたが、「基幹型は幕別地域に1カ所、地域型は幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する」とし、それぞれ、提案のとおり決定されました。

協議

協議項目22-1 行政区・町内会の取扱い (協議)	協議結果
【 調整方針 】 1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。 2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする3 行政(公)区長会議については、年2回開催する。 4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合す総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定め	ら。ただし、忠 決定 。 -る。ただし、

●今回、協議を行い、提案のとおり決定されました。

提案

	協議結果
I am the La Al N	
→ を設置することができるものとし、本圧及仏総合支所に地域任民会議の事務局を担 →	次回に 協 議

- ■『住民自治充実のための取扱い』については、十勝中央合併協議会の地域自治組織等小委員会に付託され、地域自治組織に関する3町村の意向が示されたところで、更別村の脱退により審議が打ち切られていましたが、今回の提案は、小委員会において示されていた忠類村の意向に沿った調整方針とするもので、地方自治法に定める町長の附属機関として、当該地域にかかる政策、予算、各種計画等、地域振興全般に関し答申し、または意見を述べるとともに、住民と行政との協働の調整役を担う組織として、当面は設置可能な地域から順に設置することとして、「条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置く」とし、
- ●総合支所の長については、地域課題への対応 や地域のとりまとめ、本庁との調整など、総 合支所の統括責任者として、「合併後の1任 期に相当する期間に限り(4年間)、一般職の 職員に代えて助役を置くものとする」と、提 案されました。



協議項目15 事務組織及び機構の取扱い (新規提案)	協議結果
【 調整方針 】	
新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構	
の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組	哉
及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について	
適正化を図るものとする。	
○ 新町における事務組織・機構の整備方針	
1 総括方針	
① 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構	善
② 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構	
③ 住民の声を適正に反映することのできる組織機構	
④ 簡素で効果的な組織機構	
⑤ 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構	\
⑥ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構	次回に
⑦ 地方分権に柔軟に対応できる組織機構	協議
⑧ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構	
2 個別整備方針	
① 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効治	舌
用する。	
② 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。	
③ 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管	
する区域以外の町域に関する事務を所掌する。	
総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き	
住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、原	近
	1

●合併時における事務組織及び機構については、新町における事務組織・機構の整備方針により、 新町の組織機構を整備する上での基本的な方針としての総括方針と、本庁、総合支所、支所及 び出張所を新町の組織とし、本庁と総合支所の機能を整理するものとして個別方針を定め、

管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進

を所掌する。

④ 幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。

●現忠類村役場に置かれる総合支所の機能については、「住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する」と、提案されました。



忠類村役場 1階部分は住民課窓口及び教育委員会事務室のほか、コミュニティ施設が設置されており、左の建物がコミュニティセンター大ホール、右が忠類歯科診療所

協議項目19

町・字名の区域及び名称等の取扱い

(新規提案)

協議結果

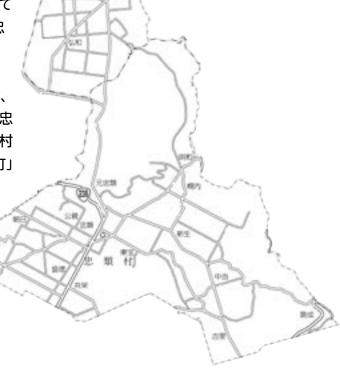
【 調整方針 】

- 1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。
- 2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。

	現 行			合 併	後	備考	
	字忠類	○番地		忠類栄町	○番地		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	! ! !		忠類幸町	○番地		
				忠類本町	○番地		
	i ! !			忠類錦町	○番地		
				忠類白銀町	○番地		
	字元忠類	○番地		忠類元忠類	○番地		
				忠類幸町	100+○番地	幸町区に属する区域(18筆)	
		1		忠類本町	○番地	本町区に属する区域(93筆)	
忠類村	字日和	○番地	幕別町	忠類日和	○番地		
	字西当	○番地		忠類西当	○番地	1	
	字協徳	○番地		忠類協徳	○番地		
	字朝日	○番地		忠類朝日	○番地		
	字公親	○番地		忠類公親	○番地		
	字共栄	○番地		忠類共栄	○番地		
	字東宝	○番地		忠類東宝	○番地		
	字幌内	○番地		忠類幌内	○番地		
	字明和	○番地		忠類明和	○番地		
	字新生	○番地		忠類新生	○番地		
	字中当	○番地		忠類中当	○番地		
	字古里	○番地		忠類古里	○番地	1	
	字晚成	○番地		忠類晚成	○番地		

次回に 協 議

●字忠類から「忠類幸町」になる区域と、字元忠類から「忠類幸町」になる 区域には、同一地番が生じること から、字元忠類から「忠類幸町」に なる18筆については、地番に100 を足した新たな地番とするとして、 法務局と調整中と、提案されました。



協議項目13	一部事務組合等の取扱い (新規提案)	協議結果
荒資金組 南十勝消 2 南十勝 し、新町と	市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。 3町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退して合併の日に加入する。 分護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。	次回に 協 議

- ●2町村が共通して加入している5つの一部事務組合、南十勝消防事務組合及び南十勝介護認定審査会については、編入合併により忠類村の法人格が消滅することから、「忠類村は合併の日の前日をもって脱退する」こととし、
- ●南十勝3町村複合事務組合については、忠類地区を事務処理の対象区域として引き続き加入することが望ましいことから、「忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に加入する」と、提案されました。

協議項目21	消防組織の取扱い	(新規提案)	協議結果
2 消防団につ (1) 忠類消防 する。ただ 整する。 (2) 報酬につ 統一する。	】 別忠類支署については、幕別消防署忠類 のいては、次のとおり取り扱うものとする が団については、現行のとおり東十勝消 し、消防団の再編に向け、組織及び運営 のいては、東十勝消防事務組合の例によ 質については、東十勝消防事務組合の例によ	る。 防事務組合に引き継ぐものと 等について、新町において調 り、合併する年度の翌年度に	次回に 協 議

- ●忠類村は、南十勝消防事務組合から合併の日の前日をもって脱退し、新町として、幕別町が加入する東十勝消防事務組合に加入することから、「大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署」とし、
- ■忠類消防団については、「現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぎ」、東十勝消防事務組合における位置付けや定数など、「組織及び運営等について、新町において調整する」とし、
- ●報酬については、団員の報酬額、支給時期及び支給方法、また、費用弁償については、支給項目及び算定方法に違いがあることから、東十勝消防事務組合の例により、「報酬については、合併する年度の翌年度に統一する」、また、「費用弁償については、合併時に統一する」と、提案されました。

東十勝消防事務組合消防団報酬及び費用弁償



・報酬額(年額 3月に支給)

団長 85,000円 部長 43,000円 副団長 64,000円 班長 37,000円

分団長 60,000円 団員 32,000円

副分団長 46,000円

・費用弁償

①災害等出動 4,800円(日)

②警戒·訓練出動 3,600円(日)

③機関員 3,000円(月)

④暖房管理 30,000円(月)

協議項目22-9	環境衛生事業の取扱い (新規提案)	協議結果
2 ごみ収集に数についてに3 ごみ分別に4 ごみ処理年度以内に約5 し尿収集に	は、新町においては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 とひび火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回 は、新町において調整する。 こついては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から 5 に一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。 こついては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内 は、新町において調整する。	次回に 協 議

- ●幕別町の10カ所、忠類村の1カ所の墓地を「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●火葬場については、幕別町にのみ設置されており、忠類村については、南十勝3町村複合事務 組合が設置運営する火葬場を使用していることから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●ごみ収集については、収集方式、回数に違いがあるものの、新町全体の均衡を考慮し、「現行の とおり新町に引き継ぎ、収集回数については、新町において調整する」とし、
- ●ごみ分別については、引き続き幕別地域は十勝環境複合事務組合、忠類地域は南十勝3町村複 合事務組合に加入し、ごみ処理施設が異なることから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●ごみ処理手数料については、金額の差が大きいことから、「合併する年度の翌年度から5年度 以内に統一することとし、減免については合併時に廃止する」とし、
- ●し尿収集については、事業内容に差があるとともに、特に収集運搬料金の調整に時間を要する ことから、「現行のとおり新町に引き継ぎ、事業内容については、新町において調整する」と、提 案されました。
- ◎調整方針の提案・説明のあと、幕別町の宮本委員から、「忠類村のごみ処理手数料の減免につい ては、乳幼児を育てる親や寝たきりのお年寄りを介護している家庭にとっては、経済的にも精 神的にも非常にありがたい制度であり、合併時に廃止するとの調整方針になっているが、何か 緩和措置を考えられないか」との発言があり、岡田会長から、「幕別町では、ごみ処理に関して の減免はしていないが、介護用品の給付事業として紙おむつを支給する制度があり、今後、福 祉施策と環境施策の両方をみた中で、検討させていただきたい」との答弁がありました。

忠類村のごみ処理手数料の減免内容





在宅の寝たきり高齢者に 30ℓ袋を年間80枚分免除

満2歳未満の新生児世帯に 20 ℓ 袋を年間120枚分免除

ごみ処理手数料





大型ごみ 忠類村

10kgまで100円 30kgまで200円 50kgまで400円 100kgまで600円

70円

50円 90円 20円 30円 60円

10ℓ袋 20ℓ袋



70円 120円 45 ℓ 袋 40 ℓ 袋



協議項目22-13 その他福祉事業の取扱い (新規提案)	協議結果	
【 調整方針 】 1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。 3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。	加级机工人	
4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。	次回に 協 議	
5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により、合併時に再編する。6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。		

- ●災害見舞金については、被災対象及び金額に差があることから、「幕別町の例により、合併時に 統合する」、災害弔慰金については、2町村とも国の制度に準じていることから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●戦没者追悼式については、開催日に違いがあることから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とし、
- ■福祉バスについては、バスの利用対象に違いがあることから、「現行のとおり新町に引き継ぎ、 幕別町の例により、合併時に統合する」とし、
- ●社会福祉協議会については、社会福祉法の規定により、1以上の町村に1協議会と定められていることから、「合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるとともに、団体助成及び委託事業について、事業内容等を検討し調整に努める」とし、
- ●生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町のみの事業であり、新町に拡大することから、「幕別町の例により、合併時に再編する」とし、
- ■温泉入浴割引事業については、現行70歳以上の高齢者及び乳幼児を除いた村民を対象に、アルコ236の入浴1回につき100円の割引券50枚を給付しており、幕別町では、十勝幕別温泉ホテル緑館が入浴料を300円割引し、500円で入浴できるサービスを実施していることから、これを参考に、「アルコ236においても町民サービスを実施できるよう協力を要請する」と、提案されました。

- 災害見舞金 ----- 新町の事業 ---- 遺児援護金給付金

自然災害・火災等により被害を受けた 専ら住居に対して、見舞金を支給

全焼·全壊·流失·埋没 100,000円 半焼·半壊·半流失·半埋没 50,000円 床上浸水 30,000円 生計中心者を 失った遺児に 対し、援護金 を給付 年 36,000円



·戦没者追悼式

毎年6月15日(ただし、6月15日が土曜日または日曜日の場合は、遺族会とも検討の上、直近の金曜日とする)

協議項目22-23 その他事業の取扱い (新規提案)	協議結果		
【 調整方針 】			
1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。			
2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。			
3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。			
4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、 次回に			
現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠			
類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定			
するものとする。			
5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。			

●行政改革及び行政評価については、行財政運営上必要なことから、「新町において速やかに取り組む」とし、

ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

- ●投票区については、幕別町の22カ所、忠類村の1カ所を「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●地籍調査については、幕別町では平成16年度から、忠類村は平成4年度から実施し17年度終了予定であり、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とし、
- ●指定金融機関等については、「忠類村農業協同組合を新町の収納代理金融機関として合併時に 追加指定する」とし、
- ●総合計画については、「新町建設計画を基調とした計画を新町において策定し、新計画が策定 されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する」とし、次回に協議されることとなりました。

「合併協議に関する住民説明会」を開催します。

『幕別町・忠類村合併協議会』では、2町村が合併した場合の新しいまちの姿について協議を行ってきました。まちづくりの目標を定めた「新町まちづくり計画」と合併協議会で決定された協議項目の内容について、下記の日程で説明会を開催します。多くの住民の皆さまの参加をお待ちしています。

忠類村の開催日程

開催日		開会時刻	説明会場
	14日(月)	午後1時30分	コミュニティセンター
		午後7時	ふれあいセンター福寿
2 月	15日(火)	午後 1 時30分	ふれあいセンター福寿
-	16日(水)	午後1時30分	コミュニティセンター
		午後7時	コミュニティセンター

幕別町の開催日程

開催日		開会時刻	説明会場
2月	14日(月)	午後2時	札内東コミュニティセンター
		午後7時	幕別北コミュニティセンター
	15日(火)	午後2時	糠内コミュニティセンター
		午後7時	札内南コミュニティセンター
	16日冰	午後2時	幕別南コミュニティセンター
		午後7時	札内北コミュニティセンター

※ 説明会には、2月上旬に配布予定の住民説明会資料「新町まちづくり計画」と「合併協定項目」をご持参の上、ご来場ください。

主催 幕別町・忠類村合併協議会/幕別町/忠類村 お問い合わせ先 幕別町・忠類村合併協議会事務局 0155-55-3222